

指定居宅サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第41号

指定居宅サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス事業者の指定等に関する規則（平成12年香川県規則第114号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

第1号様式（第2条関係）

（表面）

※受付番号

指定居宅サービス事業者（介護保険施設、指定介護予防サービス事業者）
指定（開設許可）申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名 ㊟
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

指定居宅サービス事業者（介護保険施設、指定介護予防サービス事業者）の指定（開設許可）を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

※事業所所在地市町番号

略					
指定 (許可)	略				
	同一所在地において行う事業等の種類	実施 事業	指定(許可)申請を する事業等(事業 開始予定年月日)	既に指定(許可)を 受けている事業等 (指定(許可)年月日)	備 考
を 受け よう と す る 事 業 所 (施 設) の 種 類	略				
	介護予防サービス	略			
		介護予防居宅療養管理指導			
		介護予防通所リハビリテーション			
		略			
略					

（裏面）

略

第1号様式（第2条関係）

（表面）

※受付番号

指定居宅サービス事業者（介護保険施設、指定介護予防サービス事業者）
指定（開設許可）申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名 ㊟
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

指定居宅サービス事業者（介護保険施設、指定介護予防サービス事業者）の指定（開設許可）を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

※事業所所在地市町番号

略					
指定 (許可)	略				
	同一所在地において行う事業等の種類	実施 事業	指定(許可)申請を する事業等(事業 開始予定年月日)	既に指定(許可)を 受けている事業等 (指定(許可)年月日)	備 考
を 受け よう と す る 事 業 所 (施 設) の 種 類	略				
	介護予防サービス	略			
		介護予防居宅療養管理指導			
		介護予防通所介護			
		介護予防通所リハビリテーション			
略					

（裏面）

略

第3号様式（第4条関係）

変更届出書 年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので、介護保険法第75条第1項（介護保険法第89条、介護保険法第99条第1項、介護保険法第113条第1項、介護保険法第115条の5第1項、平成18年旧介護保険法第111条）の規定により届け出ます。

介護保険事業所番号		名称 所在地
指定内容を変更した事業所（施設）		
サービスの種類		
変更があった事項		
変更の内容		変更の内容
1	事業所（施設）の名称	(変更前)
2	事業所（施設）の所在地	
3	主たる事務所の所在地	
4	代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名	
5	登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）	
6	事業所（施設）の建物の構造、専用区画等	
7	備品（訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業に限る。）	
8	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所（介護老人保健施設及び介護医療院を除く。）	
9	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
10	運営規程	
11	協力医療機関又は協力歯科医療機関	(変更後)
12	事業所の種別	
13	提供する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類	
14	事業実施形態（本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型・空床利用型・併設型の別）	
15	入院患者又は入所者の定員	
16	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携・支援体制	
17	福祉用具の保管・消毒方法（委託している場合にあつては、委託先の状況）	
18	併設施設の状況等	
19	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	
変更年 月 日		年 月 日

略

第3号様式（第4条関係）

変更届出書 年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので、介護保険法第75条第1項（介護保険法第89条、介護保険法第99条第1項、介護保険法第113条第1項、介護保険法第115条の5第1項、平成18年旧介護保険法第111条）の規定により届け出ます。

介護保険事業所番号		名称 所在地
指定内容を変更した事業所（施設）		
サービスの種類		
変更があった事項		
変更の内容		変更の内容
1	事業所（施設）の名称	(変更前)
2	事業所（施設）の所在地	
3	主たる事務所の所在地	
4	代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名	
5	定款・寄附行為等及びその登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）	
6	事業所（施設）の建物の構造、専用区画等	
7	備品（訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業に限る。）	
8	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴（介護老人保健施設を除く。）	
9	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
10	運営規程	
11	協力医療機関又は協力歯科医療機関	(変更後)
12	事業所の種別	
13	提供する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類	
14	事業実施形態（本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型・空床利用型・併設型の別）	
15	入院患者又は入所者の定員	
16	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制	
17	福祉用具の保管・消毒方法（委託している場合にあつては、委託先の状況）	
18	併設施設の状況等	
19	役員の氏名、生年月日及び住所	
20	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	
変更年 月 日		年 月 日

略

第10号様式（第10条関係）

（表面）

※受付番号

介護サービス事業者業務管理体制届出書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

介護保険法第115条の32第2項（介護保険法第115条の32第4項、平成18年旧介護保険法第115条の32第2項、平成18年旧介護保険法第115条の32第4項）の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

	※事業者（法人）番号
届 出 の 内 容	1 介護保険法第115条の32第2項第1号又は第2号に該当
	2 介護保険法第115条の32第4項に該当
	3 平成18年旧介護保険法第115条の32第2項第1号又は第2号に該当
	4 平成18年旧介護保険法第115条の32第4項に該当
略	

（裏面）

備考 1 略

2 この届出書は、次に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者が届け出てください。

（1）（2）に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が1の地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域に所在するもの

（2）地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての事業所（当該指定に係る地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類が異なるものを含む。）が1の市町の区域に所在するもの

（3）当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する介護サービス事業者

3～12 略

附 則

1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

2 改正前の指定居宅サービス事業者の指定等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

第10号様式（第10条関係）

（表面）

※受付番号

介護サービス事業者業務管理体制届出書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

介護保険法第115条の32第2項（介護保険法第115条の32第4項、平成18年旧介護保険法第115条の32第2項、平成18年旧介護保険法第115条の32第4項）の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

	※事業者（法人）番号
届 出 の 内 容	1 介護保険法第115条の32第2項第1号に該当
	2 介護保険法第115条の32第4項に該当
	3 平成18年旧介護保険法第115条の32第2項第1号に該当
	4 平成18年旧介護保険法第115条の32第4項に該当
略	

（裏面）

備考 1 略

2 この届出書は、次に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者が届け出てください。

（1）地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、当該指定に係るすべての事業所（当該指定に係る地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類が異なるものを含む。）が1の市町の区域に所在するもの

（2）介護サービス事業者であって、当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が2以上の都道府県の区域に所在するもの

3～12 略